

社会福祉施設等整備事業

1 趣 旨

消防法施行令改正によりスプリンクラーの設置が義務付けられた施設等について、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。また、設置義務のない認知症高齢者グループホームについても助成の対象とする。

2 事業の概要

スプリンクラー設置を行う施設等へ補助金を交付する。

○平成25年度整備対象

軽費老人ホーム

有料老人ホーム（要介護状態にある者を入居させるもの）

小規模多機能型居宅介護事業所

短期入所生活介護事業所 ほか

3 平成25年度6月補正予算額

98,350千円（介護基盤緊急整備等基金10/10）

（担当課 高齢者福祉課）

介護拠点等の緊急整備事業

1 趣 旨

第5期介護保険事業支援計画に基づき、介護保険施設等の整備を行う。

2 事業の概要

介護拠点等の緊急整備を行う市町村に対し施設整備費を交付する。

○平成25年度整備対象

地域密着型特別養護老人ホーム

認知症対応型グループホーム

小規模多機能事業所

認知症対応型デイサービス

夜間対応型訪問看護ステーション

定期巡回・随時対応型訪問看護事業所 ほか

3 平成25年度予算額

909,000千円（介護基盤緊急整備等基金10/10）

（担当課 高齢者福祉課）